

負債性引当金取扱要領

平成27年4月1日制定

[財務部財政課]

1 目的

本要領は、郡山市財務諸表作成基準（以下「基準」という。）に規定する賞与引当金及び退職手当引当金（以下これらを「引当金」という。）についての取扱いに関し必要な事項を定める。

2 定義

本要領の用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、基準の定めるところによる。

(1) 要引当金額

当該会計年度の引当金に計上する金額をいう。

(2) 引当金繰入額

引当金の当期発生額をいう。

(3) 引当金戻入額

引当金の当期戻入額をいう。

3 要引当金額等の算定主体

(1) 要引当金額及び引当金繰入額又は引当金戻入額の算定主体は次のとおりとする。

ア 賞与引当金及び退職手当引当金 総務部長

イ その他引当金 当該引当金を計上する部局長

(2) 前項に規定する部局長は、引当金の計上金額及び算定内容、その他引当金に関する事項を財務部長に報告しなければならない。

4 引当金繰入額及び引当金戻入額の計上

引当金繰入額及び引当金戻入額は、基準に規定する行政コスト計算書のそれぞれの引当金繰入額に計上する。

5 要引当金額の算定

要引当金額の算定は、次の各号に定めるところとする。

(1) 賞与引当金

賞与引当金の要引当金額は、翌年6月に支払うことが予定されている期末手当及び勤勉手当の金額に6分の4を乗じて算定する。

(2) 退職手当引当金

ア 退職手当引当金の要引当金額は、財務諸表の作成基準日に在職する職員（同日付けで退職

する職員を除く。)が同日付けで自己都合により退職した場合の退職手当支給見込額をもって算定する。

イ アの算定は、郡山市職員の退職手当に関する条例（昭和40年条例第32号。）など退職手当の支給に関する規程に基づき行う。

(3) その他引当金

要引当金額及び引当金繰入額又は引当金戻入額は、これらを計上する部局長が財務部長と協議の上算定する。

6 その他

この要領に定めるもののほか引当金の取扱いに関し必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。